

## &lt;論文題目&gt;

「子どもの権利」思想に関する歴史的考察

—ルソーの「子どもの発見」を中心に—

論文指導教員 尾上 雅信

指導教員 山中 芳和

岡山大学大学院 教育学研究科 学校教育学専攻 22-001 岡田 亮

## I. 本研究の目的

本研究の目的は、「子どもの権利」の思想史的発展を明らかにすることにある。まず、近代以前のヨーロッパにおける社会や生活を概観した上で、トーマス・ホブズ (Thomas Hobbes、1588-1679) 及びジョン・ロック (John Locke、1632-1704) の思想を手がかりに、人権(人間《大人》一般の権利)思想をとりあつかう。それを踏まえた上で、ジャン・ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau、1712-1778) の「子どもの発見」がどのように「子どもの権利」思想へと発展していったのかを明らかにすると共に、その歴史的意義を検討していきたい。

「子どもの権利条約」は 1989 年 11 月に国連総会で採択され、その後わが国では 1994 年 4 月に批准され今年で採択 18 年を迎えた。「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、古くからの伝統的な考え方であった、子どもは大人の従属物であるという考え方から、「権利の主体」としての子どもという見方が強く主張され、社会の一員としてとらえるという重要な視点に変換したという点であった。そして我々大人には、戦争、貧困、その他社会の摩擦を直接受けてしまう立場にある子どもに対して、人種、国籍、信条のいかんに関わらず、最高のものを与える義務があること、このことを大人が認識することを義務づけているのである。

「子どもの権利条約」の考えは、20 世紀において「世界人権宣言(1949 年)」、さらに「子どもの権利宣言 (1924 年)」へ遡ることができる。しかし、その始まりは、18 世紀ヨーロッパの人権思想に位置づけられるものであると考えられる。

18 世紀以前の中世ヨーロッパでは絶対王政下で、国家権力による人権侵害があとを絶たなかった。そのため、自然的な権利としての人権を国家に認めさせるために市民革命が相次ぎ、その過程で基本的人権が確立される。しかし、その内実は人権の主体たる人間＝健全な成人男性のことであり、障害者や女性、そして子どもは人権思想の対象として考えられてこなかったのである。

このような人権思想を背景にしながら、その発展の中で、どのように「子どもの権利」思想へと歴史が展開していったのかを明らかにしたいと考え、本研究のテーマを設定した。

本論文では、人権(大人一般の人権)思想と「子どもの権利」思想への発展を概観するこ

とで、本研究の目的を明らかにしていく。本研究でとりあつかう先行研究について、まず、「人間(大人)一般の権利」思想に関する研究として、以下の2つの文献が挙げられる。

- ① 杉原泰雄『人権の歴史』岩波書店、1992。
- ② 浜林正夫『人権の思想史』吉川弘文館、1999。

①の文献は、人権保障の歴史を政治や経済や社会とのかかわりの中から描いており、17、18世紀のロックやルソーにおける人権思想とその歴史的意義について明らかにしている。②の文献は、人権思想の歴史的概念と構造を、近代ヨーロッパの価値観と制度の成立をたどることで明らかにするものであり、その中で、人権思想の成立と発展に貢献したホブズと彼の人権思想について言及されている。これらは「子どもの権利」思想については考察していないが、これらを手がかりとして、人権思想とその成立過程を明らかにしたい。一方で、「子どもの権利」思想については以下の3つの先行研究があげられる。

- ① 堀尾輝久『子どもの権利とはなにか』岩波書店、1986。
- ② 角野幸代「子どもをとらえる視座の研究：ロックからルソーへ」『教育方法学研究：日本教育方法学会紀要』、第17巻、1992、42~48頁。
- ③ 吉永省三「今日状況における子どもの『救済』へと向かうための子どもの主体と権利をめぐる一考察—ジャン・ジャック・ルソーの『子ども』を手がかりとして—」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』34号、2008、21~48頁。

①の文献は、「子どもの権利」の構造を親子関係や国家からの視点を用いて分析している。また大人一般の権利とは異なる「子どもの権利」を導くものとして、ルソーの『エミール』をとりあげ、近代における「子どもの発見」と平行して「子どもの権利」が自覚されていく過程が述べられている。しかしながら、この文献は人権思想の出発点について述べられてはおらず、「子どもの権利」思想に限定されているものである。②の文献では、「子どもの権利」思想の観点からは言及されていないものの、ロックからルソーの思想の流れを「ロックは神から人間を発見し、ルソーは人間から子どもを発見した」<sup>④</sup>と述べ、二者の間で子どもへの見方がどのように転換していったのかを明らかにした上で述べられており、二者の思想における子ども観の転換を把握する上でも重要なものである。③の文献は、子どもの主体と権利についてルソーの「子どもの発見」を中心に、子どもという新たなる概念の発見に焦点を当てつつ詳述している。

これらの先行研究を踏まえ、本研究では、主としてルソーの『エミール』を中心にし、「子どもの発見」について考え、子どもが思想的に権利の主体としてどのようにみなされているのかを読み解いていくことを通して、近代の「子どもの権利」思想の成立過程を

明らかにしたい。さらに、それを踏まえた上で、子どもの権利の今後のあり方について検討を進めたい。

## II. 論文構成

### 序章

#### 第1章 近代における人権思想の成立

第1節 中世から近代にかけてのヨーロッパ社会～人権思想成立の背景

第2節 ホッブスの自然権思想

第3節 ロックの人権思想

#### 第2章 「子どもの権利」思想の成立過程

第1節 ルソーの人権思想

第2節 ルソーの「子どもの発見」

(1) 中世から近代における子ども観の変遷

(2) 18世紀の子ども観～ロックからルソーへ

第3節 「子どもの発見」から「子どもの権利」思想への発展

### 終章

## III. 論文の概要

第1章では、近代における人権思想の成立過程を概観するため、中世から近代におけるヨーロッパの社会と民衆の生活状況、そして封建制から近代社会の過渡期を生き抜いたホッブスやロックの人権思想がどのように展開していったのかをとりあげた。

第1節では、中世から近代にかけてのヨーロッパ社会における社会や民衆の生活状況を概観し、人権思想がどのように展開されてきたのかを概観した。中世から近代にかけて人権は、過去の弾圧や差別の否定から生まれ、農民一揆のイデオロギーの中から現れてきた。しかし、その一揆は制度的な要求であり、個人としての平等要求ではなかった。その後、人権思想に一石を投じたマルティン・ルター (Martin Luther, 1483- 1546) とジャン・カルヴァン (Jean Calvin, 1509-1564) は、キリスト教の信仰において、一人ひとりが個人として神と向き合うことで、精神的な自由を促していった。しかし、それは現世的な自由ではなく、内面的な自由に留まるにすぎなかった。

第2節では、封建制から近代社会の過渡期に生き抜いたホッブスの自然権思想についてまとめた。ホッブスは、自然権を個人が自然状態において有する生来の自由として、義務としての法から区別されることによって、個人の主観的な権利として確立し、その時、個人が

もっている自然権を主権者に委ねることで、「各人の各人にたいする戦争状態」<sup>(2)</sup>を終わらせようとした。その場合、いったん譲り渡した権力は取り戻すことはできないが、主権者に対して、「服従しない自由を持」<sup>(3)</sup>っていたため、生命を脅かすことにまで従う必要はなかった。しかし、この考え方は、あくまで服従しなくてもよい、という消極的なものにすぎなかった。これがホッブスにおける自然権思想の特徴でもある。

第3節では、ホッブスの自然権思想から発展して、ロックの人権思想を概観した。ロックは、ホッブスにおける生命と自由についての思想を発展させただけでなく、『統治二論』の中で、財産権を主張した。また、ロックは信仰・言論について、ユダヤ教やイスラム教などの異教徒にあっても、キリスト教と同じく信仰・言論の自由は保障されるべきだと柔軟な考え方を主張した。これは、思想・信仰の自由とその表現の自由という近代的な権利思想の一步を示していたのである。

以上のように、第1章では、近代の思想家であるホッブスとロックの人権思想を中心に、人間の権利が歴史的に段階を踏んで保障されてくる思想の流れを見てきた。しかし、彼らがいう人権は、健全な成人男性のそれを保障するのみで、奴隷や障害者、女性、そして子どもは人権思想の対象として考えられてこなかった。人権思想は、まだ十分には発展をとげていなかったのである。

そこで、人権思想の発展に一石を投じたのがルソーであった。ルソーは人間から「子ども」を発見した。その主張は、子どもを大人と同等なもののみならず、子どもも固有の発達の可能性を意味し、後の「子どもの権利」思想に大きな影響を与えることになったのである。

第2章では、ルソーの思想、とくに「子どもの権利」思想の成立過程について概観した。まずは、ロックからルソーへとつながる人権思想の発展をみた。その上で、アリエスが明らかにした中世以降の子ども観の変化、そしてロックにおける子ども観を考察し、ルソーにおける「子ども」という概念の成立を明らかにしていった。これらを踏まえて、ルソーの思想が「子どもの権利」思想へとどのようにつながってくるのかを検討した。

第1節では、ルソーの人権思想についてまとめた。ルソーは、仮想の世界を想定し、個々に存在する孤立した自然人は、人間本来がもっている「自己生存の感情」<sup>(4)</sup>と「憐れみ」<sup>(5)</sup>とによって、自然的平等に支配された生活を送っていたと主張する。そこでの生活は、分業を必要とせず、私的所有の考えも生まれていなかったため、お互いが独立したままで穏やかな交流によって結ばれていた。しかし、文明社会になって墮落がはじまり、私的所有の成立と共に、自己の優越性を誇示する欲求が、「憐れみ」の感情を押しやり、不自由と不平等の社会を作った。したがって、このような財の不平等と人間の従属関係を断ち切るには社会契約によって作られた社会に、すべての権利を譲渡すべきであると考えていた。この場合、全人民的集合による政治体の形成と、これに絶対的権力を付与することは、ホッブスと類似しているが、ルソーの場合は、立法権は人民に属すとし、抵抗権を認めるの

である。

第2節では、ルソーの「子どもの発見」の成立過程を明らかにするため、まず中世から近代における「子ども」という概念の生成と発展についてまとめた。

社会史的な研究成果であるフィリップ・アリエス (Philippe Aries, 1914-1984) の『<子供>の誕生』によれば、「子どもの発見」は17世紀末～18世紀にかけてのことだと述べられている。中世の絵画を見ても、子どもが子どもらしく描かれることはなく、小さな大人としてみなされていたという。その後、ルネサンス期を経て、近代の入口まで来てはじめて、子ども服が作られたり、子どもが子どもらしく扱われるようになるに至った、というのである。

次に、ロックとルソーの子ども観と教育観を比較考察する。ロックは、「社会秩序のもとでは、すべての地位ははっきりと決められ、人はみなその地位のために教育されなければならない。」<sup>(6)</sup>と述べ、社会に制限された固定的な教育観を主張していたのに対し、ルソーは、「自然秩序のもとでは、人間はみな平等であって、その共通の天職は人間であることだ。(中略)生きること、それがわたしの生徒に教えたいと思っている職業だ。わたしの手を離れるとき、かれは、たしかに、役人でも、軍人でも僧侶でもないだろう。かれはなによりもまず人間だろう。人間がそうでなければならぬあらゆるものに、かれは必要に応じて、ほかのすべての人と同じようになることができるだろう。」<sup>(7)</sup>と述べていることから、あらゆる職業の人間になり得る可能性の主体として子どもをみなしている。つまり、ロックからルソーへと子ども観の変化とともに必要性の教育から可能性の教育への明らかな教育観の転換が見受けられるのである。

第3節は、ルソーの『エミール』を中心に「子どもの発見」から「子どもの権利」思想へとどのように発展するのかを検討した。第2節(2)で概観したように、ロックからルソーへと子ども観が発展し、概念的に子どもという存在が認識され始めた。このような歴史の流れの中で、子どもとは、「大人のひな型」や「未熟な大人」という意味ではなく、その未熟さを発達する可能性としてとらえられるようになったのである。さらに、子どもは大人とは異なる発達の可能性をもつ存在であるという考え方は、大人と同等もしくはそれ以上の権利を子どもに与えようとする考え方につながってきたのである。以上のことから、ルソーが考えた「子どもの発見」は、後に誕生する「子どもの権利」思想へとつながる架け橋となりえたのである。

最後に、本研究の成果を踏まえ、親と子どもにおける権利の関係、さらに、20世紀の「子どもの権利」思想についてその後の発展を述べるとともに、所見を付言しておきたい。

ルソーが自然の歩みに即して、子どもの発達とそれにふさわしい教育のありようを『エミール』をかりて展開したことは第2章・第3節で述べたとおりである。『エミール』には、

「人は子どもの状態を哀れむ、人間がはじめ子どもでなかったら、人類はとうの昔に亡びてしまったにちがいない、ということがわからないのだ」<sup>(8)</sup>という言葉がある。

この『エミール』の一節をどうとらえるか。子どもの状態を哀れみ、子どもは人間ではないと考えたこの時代精神に対してルソーは問題提起しているのだが、人間がはじめ子どもでなかったら、人類はとうの昔に亡びてしまっているということは、何を示唆しているのだろうか。

これは、今日においても、いろいろと我々のイマジネーションをそそるメッセージである。親から生まれてくるものが、子どもではなくて大人であるとすればどういうことになるのか。これは一見ばかげた問いではあるが、例えば、親のコピーが10年に1人ずつ生み出されてくると想像してみると、親とそのコピーによって成り立つ社会は、少しも変化せず、ひたすら続くだけのモノトーンなものになってしまう。時の流れはあっても、歴史の創造はないということになるのである。

生まれてくるものが、大人と等身大ではなくて、縮小コピーであったと仮定しても、そして、その時の流れの中で、縮小コピーがだんだんと拡大されてきて、原本に近づいてくる、そういう歴史のイメージを考えた時にも、その社会の色合いの単調さは基本的には変わらない。

人間の歴史は、さまざまな矛盾や、困難をかかえているが、同時に、我々がひとつの素晴らしいものだという感慨をもってたどることができるのは、子どもが大人とは異なった存在であり、子どもが発達するということによって、実は、その時代の大人達を子ども達が超え出ることになり、その結果として歴史が新しく発展し、作られてきたからなのである。

歴史的にはルソーの『エミール』は、子どもの発見の書として、画期的なものであるが、その場合の子どもの発見とは、次のように考えられよう。例えば、一人ひとりが親として子どもを見直すというとき、子どもは未熟であるが、未熟ということは、完成した大人のモデルと比較して、劣っているということでは決してない。ルソーが『エミール』で「人間の教育は誕生とともに始まる」<sup>(9)</sup>、「自然は子どもが大人になるまえに子どもであることを望んでいる。この順序をひっくりかえそうとすると、成熟もしていない、味わいもない、そしてすぐに腐ってしまう速成の果実を結ばせることになる。わたしたちは若い博士と老いこんだ子どもをあたえられることになる」<sup>(10)</sup>と述べているように、これから発達する可能性を含んでいる存在、まさに発達の可能態であるということこそが、未熟の意味なのである。そしてその可能性は、現在の大人達の予測を超えて発達する可能性なのだと、未熟の意味をとらえ直す必要がある、それを初めて主張したのがルソーであると考えられる。

その場合の「子ども」とは、「大人のひな型」、「未熟な大人」、「大人の縮小コピー」ではなく、まさに、大人とは異なる存在であるという子どもの固有性が強調されなければならないであろう。

こうしてルソーにつづくフランス革命期には、大人と子どもとは違うことが自覚され、そこに、新しい世代は古い世代をのり超える権利を持っているという表現が与えられたのである。

ここで、子どもの権利について考えるにあたって、もうひとつの視点がある。それは親子関係における子の問題である。

近代以前の社会は、子どもは、家族の中で無権利状態にあり、家長が生殺与奪の強い権利を持っていた時代であった。その家父長権から親権が自立するということと、その親権が子どもに対する親の責任というように、親権の解釈が変化する推移の中で、子どもへの接し方が変わっていったのである。

それは、親子関係の下で、子どももまた人間であり人格をもった存在であるという視点が、家族のありようを通して確認され、定着していく歴史でもあった。子どもの権利は、成長、発達、教育が保障され、さらに、発達の可能態として、古い世代をのり超える権利をもっているという観点をともなって形成されてきたのである。

こうして発達の権利、学習の権利、そして教育への権利という視点も含んで、子どもの権利の思想は発展していったのである。

しかし、19世紀に、現実には拡大していった義務教育制度は、決して子どもの権利を保障するための体制ではなかった。現実には、公教育制度や義務教育制度は、支配者階級の大衆操作のための、あるいは社会的な秩序を維持するための手段として、位置づけられたものだった。しかしながら、教育を権利として要求していった人達に対する一定の譲歩であったというもう一方の面をもっていることも確かである。

20世紀に入ってから、子どもの権利の問題は、社会福祉、子どもの保護の観点からさらに広がっていく流れがあり、教育思想及び教育運動からいえば、世界的に高揚する新教育運動において、子どもの権利を具体的に確認し、保障する行為として教育を考えるというもう一つの流れになっていくのである。

その二つの動きを背景にしながら、1924年、ジュネーブで初めて「子どもの権利宣言」は出される。子どもの権利の歴史からいえば、ジュネーブ宣言それ自体は、非常に画期的なものであった。しかし、その後は第二次世界大戦を経験し、子どもの権利の侵害が広がってしまうことになった。

その第二次世界大戦を経て、人権問題は大きな展開を示していく。それは1948年に国連で世界人権宣言が採択されたことである。

その世界人権宣言の26条にはすべての人間の教育への権利が規定され、人格発達の権利が書き込まれている。まさに、世界的なこの宣言の中に、「教育への権利」が人権の一つとして位置づけられたことは、大きな意義をもっている。

その世界人権宣言から、約10年後、1959年に国連で「子どもの権利宣言」が採択される。その20年後が国際児童年として指定された。これは世界中の子どもの権利の侵害が

進んでいないかどうか、子どもの権利が守られているかどうかを点検する国際的な運動でもあった。

さらに、その10年後の1989年には、「子どもの権利宣言」が国際条約化され、「子どもの権利条約」として世界に広まることとなる。例えば「子どもの権利条約」第6条で、「すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。」<sup>(11)</sup>「児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。」<sup>(12)</sup>と述べられているように、200年以上の流れの中で、ようやく「子どもの発見」と子ども固有の権利の視点が、提起され位置づけられてきたのである。

子どもの権利は、子ども時代の固有の権利であると同時に、その子どもがやがて大人になるという権利を含んでいる。このようにとらえれば、子どもの固有性を強調することが、大人から子どもを切り離して囲い込むのではなく、やがて大人になる存在としてその固有性に着目することを通して、大人と子どもの関係が新しくとらえ直されていくのではないだろうか。

ルソーは、子どもを大人と同等の人間とみなし、子どもに大人と同等の権利を与えるという「子どもの権利」思想への道を示した。その考え方が基底となり、20世紀に入ると、「子どもの権利宣言」、そして「子どもの権利条約」で、子どもは固有の権利をもっているということが確認されてくるのである。つまり、ルソーの「子どもの発見」が「子どもの権利」思想へと、さらにその考え方が「子ども固有の権利」への架け橋となったということ最後に強調しておきたい。

注)

- (1) 角野幸代「子どもを捉える視座の研究: ロックからルソーへ」『教育方法学研究: 日本教育方法学会紀要』、第17巻、1992、48頁。
- (2) ホップス/永井道雄・上田邦義訳『リヴァイアサン.1』中央公論新社、2009、172頁。
- (3) 同上、301頁。
- (4) J.J. ルソー/原好男・竹内成明訳『人間不平等起源論・言語起源論』白水社、1986、62頁。
- (5) 同上、69頁。
- (6) J.J.ルソー/今野一雄訳『エミール』上、岩波書店、2003、37頁。
- (7) 同上、38頁。
- (8) J.J.ルソー/今野一雄訳『エミール』上 岩波書店、2003、28頁。
- (9) 同上、90頁。
- (10) 同上、162頁。
- (11) 外務省『児童の権利に関する条約』1989年。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>(2012年2月2日アクセス確認済み)

(12) 同上。

#### IV. 参考文献一覧

- ・堀尾輝久・兼子仁『教育と人権』岩波書店、1977。
- ・堀尾輝久『子どもの権利とはなにか』岩波書店、1986。
- ・堀尾輝久『子どもの発達・子どもの権利』童心社、1989。
- ・堀尾輝久『人権としての教育』岩波書店、1991。
- ・堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1992。
- ・阿部照哉『基本的人権の歴史』有斐閣、1979。
- ・仲田直『人権思想の歴史と現代』阿吽社、1990。
- ・浜林正夫『人権の思想史』吉川弘文館、1999。
- ・杉原泰雄『人権の歴史』岩波書店、1992。
- ・永井憲一『子どもの権利条約の研究』法政大学現代法研究所、1992。
- ・ジョン・ロールズ/中島吉弘、松田まゆみ共訳『人権について』みすず書房、1998。
- ・篠田弘『子どもの教育の歴史:その生活と社会背景をみつめて』名古屋大学出版会、2008。
- ・松田智雄『ルター』中央公論社、1969。
- ・フリーデントール/笠利尚訳『マルティン・ルターの生涯』新潮社、1973。
- ・グローチウス/一又正雄訳『グローチウス戦争と平和の法』酒井書店、1996。
- ・ホッブス/永井道雄・上田邦義訳『リヴァイアサン. 1』中央公論新社、2009。
- ・ホッブス/永井道雄・上田邦義訳『リヴァイアサン. 2』中央公論新社、2009。
- ・三浦永光『ジョン・ロックの市民的世界：人権・知性・自然観』未来社、1997。
- ・ジョン・ロック/加藤節訳『統治二論』岩波書店、2007。
- ・ジョン・ロック/梅崎光生訳『教育論 世界教育学選集』明治図書出版、1960。
- ・ジョン・ロック/浜林正夫訳『自然法論、宗教的寛容に関する書簡』河出書房、1962。
- ・桑原武夫『ルソー研究』岩波書店、1968。
- ・桑瀬章二郎『ルソーを学ぶ人のために』世界思想社、2010。
- ・吉沢昇・為本六花治・堀尾輝久『ルソー・エミール入門』有斐閣、1978。
- ・J.J.ルソー/今野一雄訳『エミール』上・中・下 岩波書店、2003。
- ・J.J. ルソー/原好男・竹内成明訳『人間不平等起源論・言語起源論』白水社、1986。
- ・J.J. ルソー/作田啓一・坂上孝訳『社会契約論・政治経済論』白水社、1986。
- ・山内久明『対訳ワーズワス詩集』岩波書店、1998。
- ・梅沢信生『子ども観の歴史』新読書社、1993。

- ・北本正章『子ども観の社会史—近代イギリスの共同体・家族・子ども』新曜社、1993
- ・アリエス/杉山光信訳『「子供」の誕生：アンシエン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房、1980。
- ・猪口孝『政治学事典』弘文堂、2004。
- ・フィリップ・P.ウィナー/荒川幾男訳『西洋思想大事典』平凡社、1990。
- ・廣松渉『岩波哲学・思想事典』岩波書店、1998。
- ・郷木義子「子どもの権利と社会—『子どもの権利条約を中心に』」『順正短期大学研究紀要』33号、2004、57~71頁。
- ・吉永省三「今日的状況における子どもの『救済』へと向かうための子どもの主体と権利をめぐる—考察—ジャン・ジャック・ルソーの『子ども』を手がかりとして—」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』34号、2008、21~48頁。
- ・角野幸代「子どもを捉える視座の研究：ロックからルソーへ」『教育方法学研究：日本教育方法学会紀要』、第17巻、1992、42~48頁。
- ・山口三重子「子どもの人権の成立にむけての歴史的考察」『川崎医療福祉学会誌』第6巻、1996、117~124頁。
- ・加藤幸信「人権論の基盤に何をとらえるか」『宮崎県立看護大学研究紀要』第5巻、2005、6~17頁。